

事務連絡
平成20年3月31日

地方社会保険事務局 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局の保険医療機関からの独立性に関する取扱いの明確化について

保険薬局の保険医療機関からの独立性に関する取扱いについては、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3において、保険薬局は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行ってはならない旨規定されており、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成8年3月8日付け保険発第22号厚生省保険局医療課長及び厚生省保険局歯科医療管理官通知）において、当該「一体的な構造」及び「一体的な経営」に係る規定の解釈を示しているところであるが、近年、保険薬局を経営する郊外型大規模商業施設等が所有する土地を、いわゆる「医療モール」等の形態で保険医療機関が賃借し、経営を行う等の実態が散見されること等を踏まえ、その取扱いについて改めて下記の通り示すこととしたので、各地方社会保険事務局においては、当該取扱いについて留意されたい。

記

- 1 薬局が所有又は貸借する不動産を保険医療機関に賃借又は転貸借していることのみをもって、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1号に規定する「一体的な構造」又は「一体的な経営」には該当するものではないこと。
- 2 保険薬局の保険医療機関からの独立性に関する取扱いについては、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成8年3月8日付け保険発第22号厚生省保険局医療課長及び厚生省保険局歯科医療管理官通知）等に基づき、適正な判断を下されたいこと。